

75歳

以上の方へ
お知らせ※

後期高齢者 医療保険料が変わります

4月から



※65歳から74歳の一定の障がいがある方で申請により愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料率を見直しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金および財政安定化基金を活用することで、被保険者の方への影響を最小限にできるよう配慮し、令和8・9年度の保険料率を改定しました。

※保険料は7月中旬に被保険者の皆さんへお知らせ予定です

令和8年度保険料額（1人当たり年額）



※子ども・子育て支援納付金分の保険料率は毎年改定を行います

主な変更点

●子ども・子育て支援納付金分を医療分と合わせて納付していただきます

子ども・子育て支援制度の開始に伴い、令和8年度からは、医療分と合わせて子ども・子育て支援納付金分（以下、子ども分）をご負担いただくこととなります。この制度は、子育て世帯に対する支援（給付）の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。支援金は、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」など、子どもや子育て世帯を支援する事業の財源として活用されます。

●均等割額の軽減割合や判定所得が変わります

○均等割額の軽減割合が変更になります。（医療分のみ） 令和7年度：7割軽減

令和8年度：7.2割軽減

○均等割額の5割軽減・2割軽減の軽減判定基準が見直しされます。（下表参照）

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減割合	
	医療分	子ども分
43万円+10万円×(★-1)以下	7.2割	7割
43万円+31万円×(世帯の被保険者数)+10万円×(★-1)以下	5割	5割
43万円+57万円×(世帯の被保険者数)+10万円×(★-1)以下	2割	2割

★…給与・年金所得者の数 「給与・年金所得者の数」とは以下のいずれかの条件を満たす者

- ①給与収入（専従者給与収入を除く）が55万円を超える
- ②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える
- ③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

社会全体で制度を支えています

後期高齢者医療制度は、医療機関などでの自己負担分を除き、国・県・市町の負担金（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者の皆さんからの保険料（約1割）を財源としています。

問合せ ○愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL089-911-7734

○市庁舎新館1階 国保医療課 TEL0897-52-1212